

**【一時立入りされる住民の皆様】**  
**新型コロナウイルス感染症に関する**  
**令和5年5月8日以降の考え方について**

令和5年5月  
原子力災害現地対策本部

- ・令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が「感染症法」の「5類感染症」に位置付けられたことから、今後は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることとなりました。
- ・マスクの着用については、個人の判断が基本となります。お一人お一人が感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、マスクの着用が効果的な場面では着用を推奨いたします。
- ・一時立入りされる場合には、感染拡大のリスクを最小限にするため、引き続き基本的な感染対策の実施にご協力をお願いいたします。